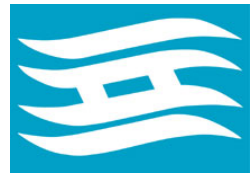


兵庫県公報

平成24年12月17日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（住宅政策課）	2
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	7

公布された法令のあらまし

●証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の議会は、本会議において、公聴会を開くことができるものとされたこと及び参考人の出頭を求めることができるとされたことに伴い、当該公聴会に参加した者及び当該参考人には、出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給するものとする等所要の整備を行うこととした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により、市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築等をしようとする者は、当該建築物の新築又は増築等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができることとされること、当該計画を建築主事に通知し、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ることができることとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

2 養ほう振興法の一部改正により、同法の名称が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

兵庫県神戸水上警察署の新築移転に伴い、同警察署の位置を神戸市中央区港島3丁目に改めることとした。

条 例

証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第40号

証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 証人等の費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第109条第4項（第109条の2第4項及び第110条第4項）」を「第109条第5項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項）」に改め、「含む。」の右に「及び第115条の2第1項」を加え、同条第3号中「第109条第5項（第109条の2第4項及び第110条第4項）」を「第109条第6項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項）」に改め、「含む。」の右に「及び第115条の2第2項」を加える。

第5条中「つど」を「都度」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第2条 証人等の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第2号中「第109条第5項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項」を「第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第3号中「第109条第6項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項」を「第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第41号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表67の5の部の次に次のように加える。

67の6 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務

事務	市町
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務のうち、同法第10条第4項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は第54条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務	洲本市、相生市、豊岡市、たつの市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町及び佐用町

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の19の部中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別表第4の35の2の部中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同表中66の部を67の部とし、65の部の次に次のように加える。

66 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分			金額	
(1) 集約都市開発事業計画通知手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部において「法」という。）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画（以下この部において「事業計画」という。）の通知に対する審査			建築物の床面積の合計に応じ、21の部(1)の款に定める金額に相当する額	
(2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この部において	知事が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅（以下この部において「住戸等」という。）に	住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	7,300円
				住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	13,000円
				住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	23,000円

「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	する新築等計画であると認める旨の書類が添付されている場合	係る新築等計画である場合	住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの		50,000円
			住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの		70,000円
			住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの		109,000円
			住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの		174,000円
			住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの		211,000円
			住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの		252,000円
	建築物（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この部において同じ。）に係る新築等計画である場合	住戸の部分	床面積の合計が150平方メートル以内のもの		7,300円
			床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの		13,000円
			床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの		23,000円
			床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの		50,000円
			床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの		70,000円
			床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの		109,000円
			床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの		174,000円
			床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの		211,000円
床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの		252,000円			

		共用部分 (共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下この部において同じ。)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	13,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	109,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	162,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	211,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	285,000円
		非住宅部分(建築物の住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この部において同じ。)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	13,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	109,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	162,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	211,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	285,000円
その他の場合	住戸等に係る新築等計画である場合	住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円	
		住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	80,000円	
		住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	113,000円	
		住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	172,000円	

			住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	239,000円
			住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	334,000円
			住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	457,000円
			住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	590,000円
			住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円
	建築物に係る新築等計画である場合	住戸の部分	床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円
			床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	80,000円
			床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	113,000円
			床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	172,000円
			床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	239,000円
			床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	334,000円
			床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	457,000円
			床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	590,000円
			床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	124,000円

					床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	422,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	513,000円
					床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	621,000円
			非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	272,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	436,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	631,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	769,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	915,000円
					床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1,069,000円
(3) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査				新築等計画に係る住戸等又は建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(2)の款に定める金額に相当する額	

備考 1 集約都市開発事業計画通知手数料の額は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、(1)の款に定める金額に相当する額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額とする。

(1) 事業計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(1)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額（その額に500円未満の端数があるときはこれ

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和35年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表兵庫県神戸水上警察署の項位置の欄中「波止場町」を「港島3丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。